

# 建材・住宅設備業界における自主行動計画の徹底プラン

2023年10月

一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、建材・住宅設備業界において、「下請事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定する」や「人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合、その影響を加味して下請事業者と十分に協議した上で取引対価を決定する」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が確認されたところ。当団体の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるため、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の所属各社において、代表者以下、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、当協会の委員会において、各事項の実施状況についての調査を実施し、その結果を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

## 1. 取引対価・価格交渉について

### 1) 指摘事項

- ・取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されることが必要。
- ・また、取引対価は、発注数量、納入頻度等の要素を考慮して、決定されることが必要。
- ・定期的な協議のほか、労務費、原材料費等のコストが上昇した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議に応じることが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・労務費については、取引先中小企業において自助努力で解決すべき部分として、交渉や転嫁自体を拒否すること
- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ・見積書は無く、各工程の時間数から算定した工賃単価の指値で発注すること

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けること
- ・価格決定後、実際の納品までの原材料費等の上昇分について、差額の請求があれば協議に応じること

## 2. 支払条件について

### 1) 指摘事項

- ・資本金の関係から下請法、振興法の対象外となる取引の場合であっても、自主行動計画で謳われているように、支払期日が短縮される必要がある。

## 2) 対応方針・改善方針

### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者から給付を受領した日から起算して 60 日以内において定める支払期日まで支払わないこと
- ・下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引くことが困難な手形を交付すること

### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・高額で工期が長い製品について、製作にとりかかる段階で前受金を受け取る契約を結ぶこと
- ・下請代金の支払に係る手形等のサイトは、60 日以内とすること

## 3. 型取引（代金）について

### 1) 指摘事項

- ・親事業者は、型代金の前払いなど早期支払に努めるとともに、型の製作を発注した場合には、納品後 60 日以内に支払期日を定めて支払いを行うことが必要。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に代金を 60 日以内に支払わないこと
- ・型の完成品ができるまでの間、自社都合の仕様変更等に対してやり直す費用等を負担させること

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・所有権の所在を明確にし、その上で、適切な廃棄ルールを設定すること
- ・近隣の駐車場や地価等の相場を参考に、協議の上で決定した保管料の支払いを行うこと
- ・年に 1 回、型の保管状況を取引先に確認し、双方で話し合い、保管・廃棄の方針、保管料・廃棄料の負担ルールを決めること

## 4. 働き方改革について

### 1) 指摘事項

- ・働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、下請事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが求められる。

### 2) 対応方針・改善方針

#### ①各社において絶対に実施しない事項

- ・自社の働き方改革のため、自社の本来業務（施工図面等の作成）を取引先に短納期で要求すること
- ・適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更を行うこと

#### ②各社において可能な限り実施する事項

- ・下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請を行わないよう、下請事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握すること